

keiji araki

差出人: owner-kumiai-ml@yadonet.ne.jp は 全旅連 <ajra@yadonet.ne.jp> の代理
送信日時: 2018年4月10日火曜日 16:46
宛先: kumiai-ml@yadonet.ne.jp
件名: [kumiai-ml] 事務通信：喫煙室設備設置における商業・サービス業・農林水産業活性化税制の活用について

平成30年4月10日

都道府県事務局 各位

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

拝啓 時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当連合会の活動推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件、平成30年度与党税制大綱において、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（商業・サービス業・農林水産業活性化税制「以下 商サ税制」）について、飲食店等において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることが明確化されました。

つきましては、受動喫煙対策の取り組み推進の観点から、商サ税制の円滑な活用について、傘下組合員に周知をお願いいたします。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業等を営み、青色申告書を提出する中小企業者等が、平成31年3月31日までに経営改善設備を取得等した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除を受けることができる措置です。（なお、資本金又は出資金の額が3,000万円を超える法人（中小企業等協同組合等を除きます）は、税額控除の適用を受けることはできません。）

経営改善設備とは、認定経営革新等支援機関等（アドバイス機関）から経営の改善に資する資産として書類（経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類）に記載された以下の設備です。

器具及び備品（1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの）

建物附属設備（1台の取得価額が60万円以上のもの）

商業・サービス業・農林水産業活性化税制の詳細は下記HPで確認できます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm>

